

表 特定事業所加算算定要件

	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)
【体制要件】			
(1)計画的な研修の実施	○	○	○
(2)①会議の定期的開催	○	○	○
(2)②文書等による指示及びサービス提供後の報告	○	○	○
(3)定期健康診断の実施	○	○	○
(4)緊急時における対応方法の明示	○	○	○
【人材要件】			
(5)訪問介護員等要件	○	○	○
(6)サービス提供責任者要件	○	○	○
(7)重度要介護者等対応要件	○		○

介護事業収益アップのポイント——訪問介護

訪問介護事業を始めましたが、なかなか収入が伸びません。介護報酬を増やすポイントを教えてください。

自社の介護報酬体系を見直し、新たな加算が取れる項目がないかを再度確認し、積極的に加算を取るようしましょう。

回答者 / C-MAS 介護事業経営研究会佐賀中央支部 江口賢輔

昭和53年生まれ。平成18年税理士登録。平成19年9月、えぐち税理士事務所開業。「Foot work(足で聞き)！Heart work(心で話し)！Dream work(夢を育む)！」というフレド(経営理念)を掲げ、福岡県・佐賀県・長崎県の北部九州を中心に、気軽に相談できる税理士事務所作り日々邁進中。



えぐち税理士事務所 (代表 江口賢輔)
〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目3-11
TEL 0952-97-8637 FAX 0952-97-8639
<http://taxegc.jp>

介護報酬の基本構造

介護報酬は、基本報酬に各種の加算を積み上げる二重構造となっています。基本報酬は基本的なサービスの提供に係るもので、サービスの質等に関係なく定められた時間で提供することで請求できる介護報酬です。

加算には2つの種類があります。算定基準に定められた体制が整った場合に算定できる「体制加算」と、ケアプランおよび通所介護計画に定められたサービスを実施することで算定できる「実施加算」です。

加算を取るためには、役所に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出したうえで算定します。適正な支給限度額管理と、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保するために、届け出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以後なされた場合は翌々月から加算の算定が開始されます。また、加算の算定基準は届け出た後も常に満たされている必要が

あり、事業所等が加算の算定要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出る必要があります。その場合の加算の算定は、基準に該当しなくなった日もししくはその月から行うことができせん。

加算の内容

基本報酬はどの事業所でも同一ですが、差別化のためにいかに加算をとれるかが収益アップのポイントになります。ここでは訪問介護に係る加算項目を整理してみましよう。

(1) 特定事業所加算 i 種類

- ① 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- ② 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- ③ 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

特定事業所加算の各算定要件は、次ページの表の通りです。

ii 体制要件

- ① 計画的な研修の実施
- ② 定期的な会議の開催
- ③ 文書等による指示およびサービス提供後の報告
- ④ 従業者への定期的な健康診断の実施
- ⑤ 緊急時における対応方法の明示

iii 人材要件

- ① 訪問介護員等要件
- ② サービス提供責任者要件
- ③ 重度要介護者等対応要件

(2) 夜間・早朝・深夜加算
夜間または早朝に訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算します。

(5) 訪問介護初回加算
次のような場合に、初回加算200単位が加算されます。
① 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者自身が初回もしくは初回日の属する月に訪問介護サービスの提供を行った場合
② 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者と同行した他の訪問介護スタッフが、初回もしくは初回日の属する月に訪問介護サービスの提供を行った場合

(4) 緊急時訪問介護加算
次の要件を満たす場合、1回につき100単位が加算されます。
① 利用者またはその家族等からの要請を受けて、介護支援専門員が必要と認めた場合

③ 利用者が過去2カ月間、その事業所から訪問介護サービスの提供を受けていない場合

② 居宅サービス計画に基づかない身体介護中心の訪問介護を利用者またはその家族等からの要請を受けて24時間以内に行った場合

近年、介護事業における経営環境は厳しさを増しています。なかでも訪問介護は、事業者数の増加報酬単位の引き下げ等大変厳しい状況です。このようななかで、収益を上げ、かつ利益を確保するた

加算項目への積極的な取り組みを

近年、介護事業における経営環境は厳しさを増しています。なかでも訪問介護は、事業者数の増加報酬単位の引き下げ等大変厳しい状況です。このようななかで、収益を上げ、かつ利益を確保するた

C-MASについて

「C-MAS 介護事業経営研究会」は、「介護事業のさまざまな実務について踏み込んだサポートがしたい」と考えている会計事務所(税理士・公認会計士)の研究会です。介護業界の成長と発展のお手伝いをしたいと「志」をもって取り組んでいます。

Tel 03-5928-1945 FAX 03-5928-1946
URL <http://c-mas.net/>(C-MAS本部事務局)

めには加算への積極的な取り組みが必須です。利益を確保することで、質が高く充実した保険サービスを提供でき、保険者からも優良な事業所という評価が得られ、かつ優秀な人材も確保することができ、かつ優秀な人材も確保することは難しいといわれ、できない理由を挙げられますが、どうすれば取れるのか考え、業務を改善していくことが最も重要です。